

小樽市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 平成27年度～平成31年度

イメージ(案) <修正>

小樽市

は じ め に

目 次

はじめに

第1部 計画の概要

1 子育て社会の背景	・・・1
2 計画策定の趣旨	・・・1
3 計画の位置づけ	・・・2
4 計画期間	・・・2

第2部 計画の考え方

1 基本理念	・・・3
2 基本方針	・・・3
3 小樽市次世代育成支援行動計画について	・・・4

第3部 子ども・子育ての現状と今後

1 人口推移等	・・・5
(1) 男女別人口の推移	・・・5
(2) 年齢別人口の推移	・・・6
2 将来人口の見通し	・・・7
(1) 将来の人口推計	・・・7
(2) 児童数の将来の人口推計	・・・7
3 未婚率の推移	・・・8
(1) 年齢別未婚率の推移	・・・8
(2) 生涯未婚率の推移	・・・9
4 出生状況	・・・10
5 就労状況	・・・11
(1) 労働力状態	・・・11
(2) 男女別労働力率	・・・11
6 教育・保育資源の状況	・・・12
(1) 保育施設・幼稚園の入所・入園状況	・・・12
(2) 地域別の教育・保育施設	・・・12

7 放課後児童クラブ	・ ・ ・ ・ 15
8 ニーズ調査結果の概要	・ ・ ・ ・ 16

第4部 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	・ ・ ・ ・ 17
2 幼児期の教育・保育	・ ・ ・ ・ 17
(1) 子ども・子育て支援新制度	・ ・ ・ ・ 17
(2) 現行制度との比較	・ ・ ・ ・ 18
(3) 認定区分	・ ・ ・ ・ 19
(4) 需要量の見込み	・ ・ ・ ・ 19
(5) 提供体制の確保の内容及び実施時期	・ ・ ・ ・ 19
3 地域子ども・子育て支援事業	・ ・ ・ ・ 20
(1) 利用者支援	・ ・ ・ ・ 20
(2) 地域子育て支援拠点事業	・ ・ ・ ・ 20
(3) 妊婦健診	・ ・ ・ ・ 20
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	・ ・ ・ ・ 20
(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援 に資する事業	・ ・ ・ ・ 21
(6) 子育て短期支援事業	・ ・ ・ ・ 21
(7) ファミリー・サポート・センター事業	・ ・ ・ ・ 21
(8) 一時預かり	・ ・ ・ ・ 21
(9) 延長保育事業	・ ・ ・ ・ 21
(10) 病児・病後児保育事業	・ ・ ・ ・ 22
(11) 放課後児童クラブ	・ ・ ・ ・ 22
 (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	・ ・ ・ ・ 22
 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・ ・ ・ ・ 22
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	・ ・ ・ ・ 23
(1) 目的	・ ・ ・ ・ 23
(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	・ ・ ・ ・ 23
(3) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進	・ ・ ・ ・ 23
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑 な利用の確保	・ ・ ・ ・ 24
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道 府県が行う施策との連携	・ ・ ・ ・ 24
(1) 子ども虐待防止対策の充実	・ ・ ・ ・ 24
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	・ ・ ・ ・ 24
(3) 障害児施策の充実等	・ ・ ・ ・ 25

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため	・・・25
に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
(1) 働きやすい職場環境の整備	・・・25
(2) 育児休業等制度の周知	・・・26
(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	・・・26

第5部 計画の推進

1 計画の策定・推進体制	・・・27
(1) 計画の策定	・・・27
(2) 計画の推進	・・・28

第1部 計画の概要

1 子育て社会の背景

国においては、急速な少子化の進行、独身男女の約9割が結婚意思を持ち、希望子ども数も2人以上であるにもかかわらず、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境の変化、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立感と負担感の増加などの社会的状況があることから、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する「子ども・子育て新システム」を導入する制度改革を実施することとなりました。

2 計画策定の趣旨

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもは、親、保護者が育むことが基本ですが、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、大都市を中心に生じている待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを生み育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となり、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、子どもを生み育てやすい社会を目指して新たな子ども・子育て支援に関する制度が創設されることとなりました。

その後、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設され、子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとなりました。

本市においても、平成27年4月の新制度の施行に向けて、「小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条で定める「基本理念」を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。

○ 子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

本計画は、「小樽市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画となります。

また、本計画は、計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、「小樽市障害者計画」、「第2次小樽市男女共同参画基本計画」、「第2次健康おたる21」などの関連計画との調和を図ります。

4 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間ですが、社会状況の変化や関連制度や法令改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

<子ども・子育て関連計画>

期間	17年度～21年度	22年度～26年度	27年度～31年度
計画	小樽市次世代育成支援行動計画(前期実施計画)	小樽市次世代育成支援行動計画(後期実施計画)	小樽市子ども・子育て支援事業計画
法令	次世代育成支援対策推進法		子ども・子育て支援法

第2部 計画の考え方

少子高齢化の進行や家族の変化、地域コミュニティの希薄化、高度情報化など子育て家庭を取り巻く社会・経済状況は大きく変化し、子どもを産み育てることが困難だと思う人も増えてきています。また、生まれた子どもが等しく健やかに成長していくための環境づくりが、さらに重要となっています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」による法定計画であり、現在の社会環境を踏まえて、以下の「基本理念」及び「基本方針」で構成することとしました。

1 基本理念

子どもを生み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を図ります。

2 基本方針

(1) 幼児期の教育・保育の充実

・ 地域ニーズに基づく提供体制の確保を図ります。

(2) 地域の子育て支援の充実

・ 地域ニーズに応じた子育て支援策の実施に努めます。

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

・ 妊娠、出産等に関する情報提供や相談、支援等の充実に努めます。

(4) 教育・保育環境の整備

・ 認定こども園への移行を支援します。

(5) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

・ 要保護児童やひとり親家庭への支援、障害児施策の推進などに努めます。

(6) 職業生活と家庭生活の両立の推進

・ 雇用制度やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

3 小樽市次世代育成支援行動計画について

小樽市次世代育成支援行動計画は、平成 17 年の全国の合計特殊出生率が 1.26 と過去最低となり、総人口も減少に転じる状況のなか、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができる社会を目指して、前期実施計画を策定、その後、平成 22 年度からの 5 年間の実施施策による後期実施計画を策定しました。

後期実施計画は、以下の 7 項目を基本方針として、119 の事業で構成されていました。

- (1) 地域における子育て支援の推進
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子どもたちの安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

後期実施計画の実施事業については、前期実施計画からの継続事業が大半ではありますが、新規事業は、「子育て支援センターの設置箇所拡大の検討」、「公園施設に関するトイレや駐車場のバリアフリー化」、「遊具の更新」の 3 項目であり、また、拡大に向けた事業は、「一時保育」、「延長保育」、「休日保育」の実施箇所数増、「産休明け保育」の定員増、「放課後児童クラブ」の土曜開設場所増、ほかに「ファミリーサポートセンター」の開設、「病児・病後児保育」の実施、「保育所定員」の見直し、「保育サービス自己評価」の実施、「地域子供会活動」への支援、「市営オタモイ住宅」でのファミリー向け住戸の建設、「小樽公園再整備」の 12 項目となっています。

計画の進捗状況については、「ファミリーサポートセンター」の開設、「奥沢保育所」「銭函保育所」の建て替え、「延長保育」「産休明け保育」の箇所数増などの事業が実施され、「一時保育」、「休日保育」の箇所数増、「病児・病後児保育」は未実施となっています。

全体的な進捗については、一定の推進として評価ができますが、未実施事業の「病児・病後児保育」のほか、「延長保育」、「一時保育」、「放課後児童クラブ」などの事業は、直近の二エズ量なども踏まえ、今後の「小樽市子ども・子育て支援事業計画」の地域子ども・子育て支援事業に引き継ぎされます。

第3部 子ども・子育ての現状と今後

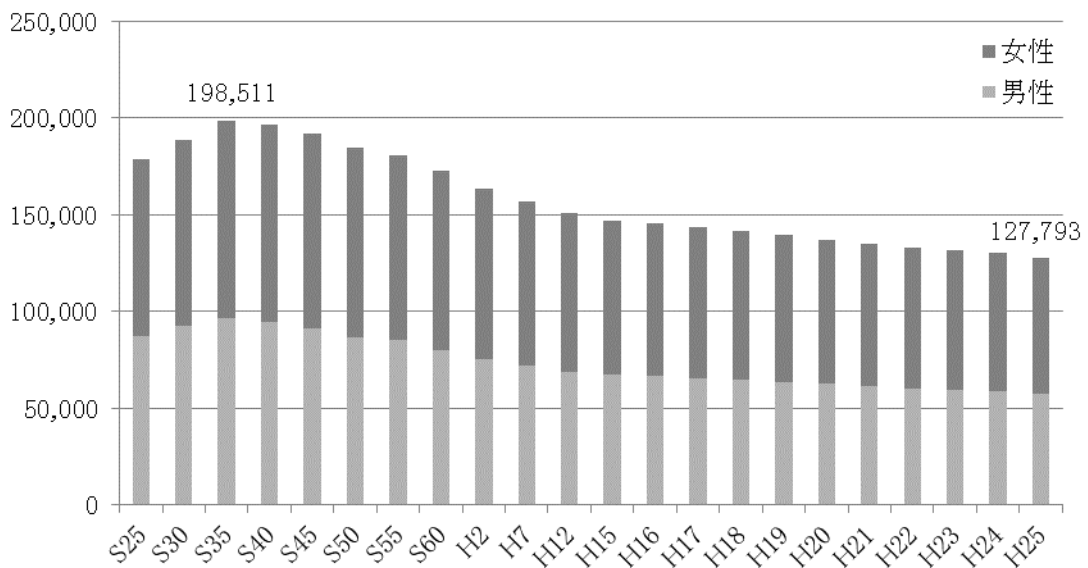
1 人口推移等

(1) 男女別人口の推移

国勢調査による本市の総人口は昭和 35 年をピークに減少傾向となっており、平成 25 年 9 月末時点の住民基本台帳人口では、127,793 人となりました。

なお、内訳は男性が 57,765 人（45.2%）、女性が 70,028 人（54.8%）です。

図表 1 人口推移



区分	総人口	性別	
		男性	女性
昭和25年	178,330	87,163	91,167
昭和30年	188,448	92,754	95,694
昭和35年	198,511	96,807	101,704
昭和40年	196,771	94,477	102,294
昭和45年	191,856	91,134	100,722
昭和50年	184,406	86,738	97,668
昭和55年	180,728	84,981	95,747
昭和60年	172,486	80,170	92,316
平成2年	163,211	75,453	87,758
平成7年	157,022	71,914	85,108
平成12年	150,687	68,687	82,000
平成15年	147,124	67,428	79,696
平成16年	145,493	66,535	78,958
平成17年	143,490	65,600	77,890
平成18年	141,322	64,540	76,782
平成19年	139,267	63,505	75,762
平成20年	137,120	62,470	74,650
平成21年	135,168	61,483	73,685
平成22年	133,168	60,412	72,756
平成23年	131,444	59,585	71,859
平成24年	129,947	58,873	71,074
平成25年	127,793	57,765	70,028

H25 年データ追加

H25 年データ追加

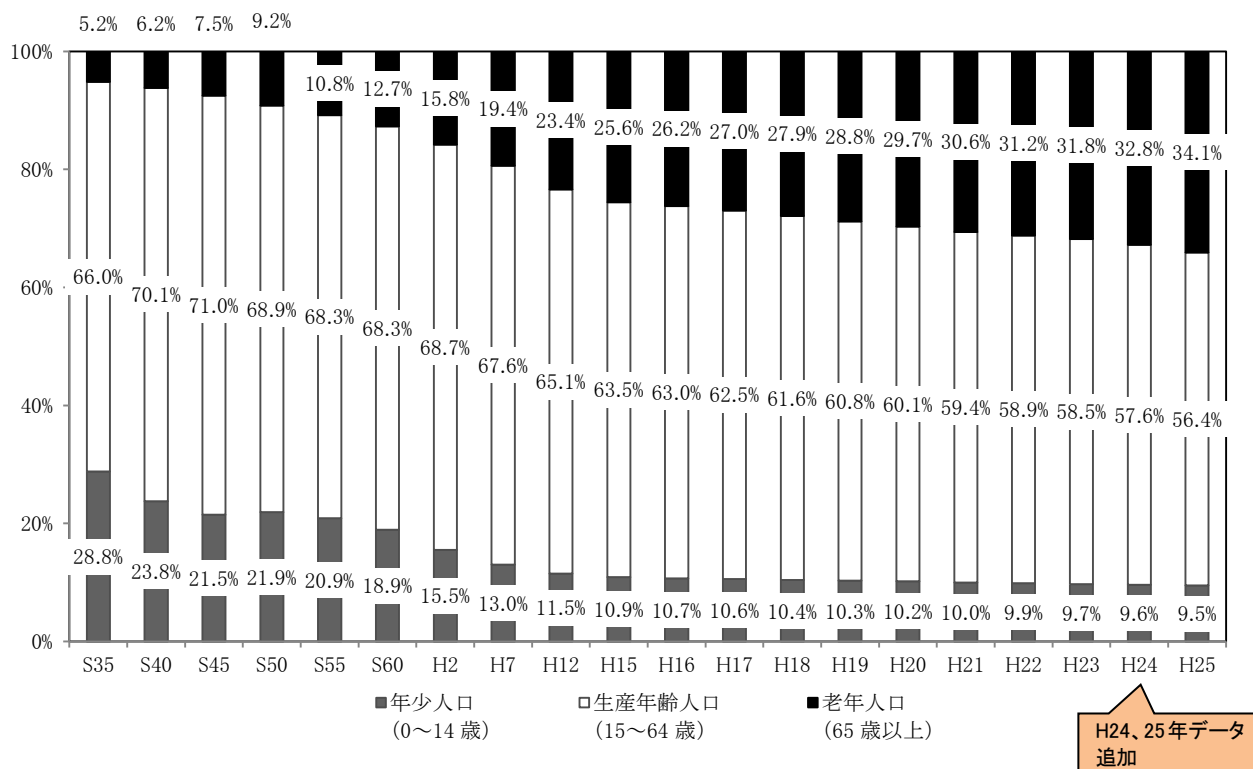
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成 15 年以降は小樽市「住民基本台帳」9 月末現在）

(2) 年齢別人口の推移

本市の総人口に占める年齢別人口のうち、0～14 歳の人口（年少人口）と 15～64 歳の人口（生産年齢人口）は、減少傾向が続いています。一方で、65 歳以上の人口（老年人口）は増加傾向が続いています。

平成 21 年には老年人口が 30%を上回り、生産年齢人口が 60%を下回りました。また、平成 22 年には年少人口が 10%を下回りました。

図表 2 年齢別人口推移



	年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
		割合		割合		割合
昭和35年	57,100	28.8%	131,067	66.0%	10,344	5.2%
昭和40年	46,740	23.8%	137,929	70.1%	12,102	6.2%
昭和45年	41,208	21.5%	136,245	71.0%	14,403	7.5%
昭和50年	40,411	21.9%	127,028	68.9%	16,945	9.2%
昭和55年	37,726	20.9%	123,488	68.3%	19,514	10.8%
昭和60年	32,675	18.9%	117,821	68.3%	21,988	12.7%
平成2年	25,242	15.5%	112,165	68.7%	25,804	15.8%
平成7年	20,352	13.0%	106,146	67.6%	30,524	19.4%
平成12年	17,398	11.5%	98,035	65.1%	35,253	23.4%
平成15年	16,001	10.9%	93,459	63.5%	37,664	25.6%
平成16年	15,577	10.7%	91,727	63.0%	38,189	26.2%
平成17年	15,149	10.6%	89,627	62.5%	38,714	27.0%
平成18年	14,739	10.4%	87,090	61.6%	39,493	27.9%
平成19年	14,389	10.3%	84,735	60.8%	40,143	28.8%
平成20年	13,935	10.2%	82,427	60.1%	40,758	29.7%
平成21年	13,554	10.0%	80,297	59.4%	41,317	30.6%
平成22年	13,170	9.9%	78,435	58.9%	41,563	31.2%
平成23年	12,786	9.7%	76,874	58.5%	41,784	31.8%
平成24年	12,499	9.6%	74,820	57.6%	42,628	32.8%
平成25年	12,111	9.5%	72,086	56.4%	43,596	34.1%

H24、25年データ追加

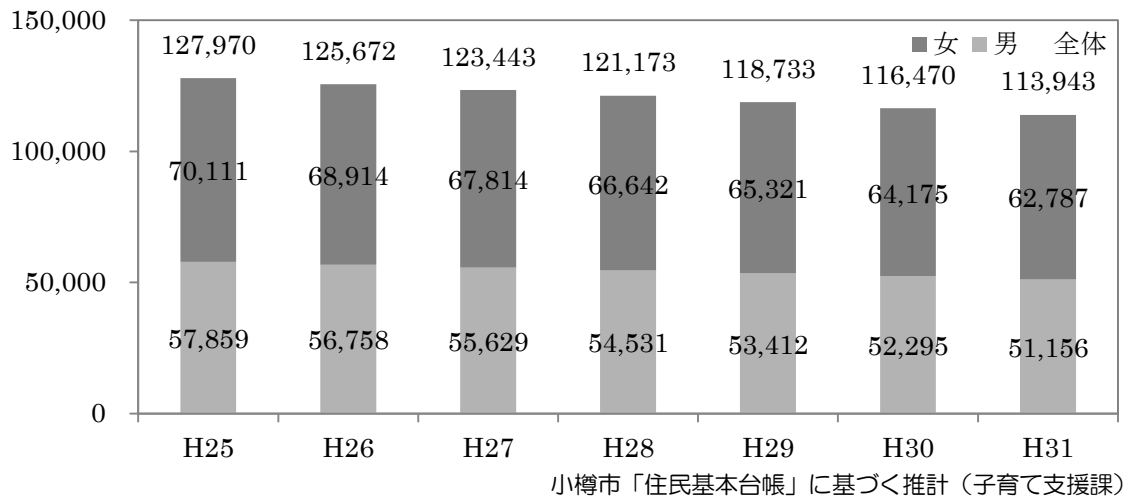
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成 15 年以降は小樽市「住民基本台帳」9 月末現在）

2 将来人口の見通し

(1) 将来の人口推計

「コーホート変化率法」を用いて、本市の将来人口を推計すると平成 25 年（3 月末現在）に 127,970 人であった人口は、減少傾向が続き、平成 31 年末には 113,943 人になると予測されます。

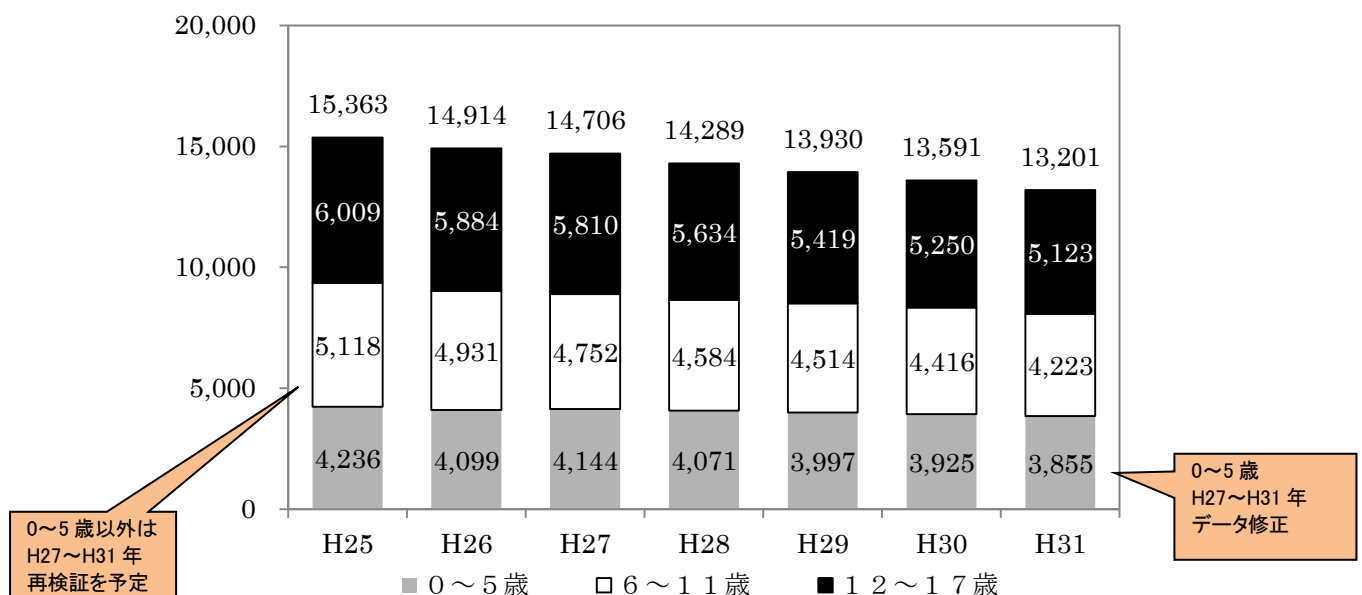
図表 3 将来人口推計



(2) 児童数の将来の人口推計

「コーホート変化率法」を用いて、本市の児童数の将来人口を推計すると、0～5 歳人口は平成 25 年 9 月末に 4,236 人であったものが、平成 31 年末では 3,247 人となり、約 23%の減少と算出されましたが、算出区間の減少率によるものであるため、過去数年の減少率を用いて再算定を行いました。再算定の結果、平成 31 年末では 3,855 人となり、約 9%の減少が予測されます。

図表 4 児童数の将来人口推計



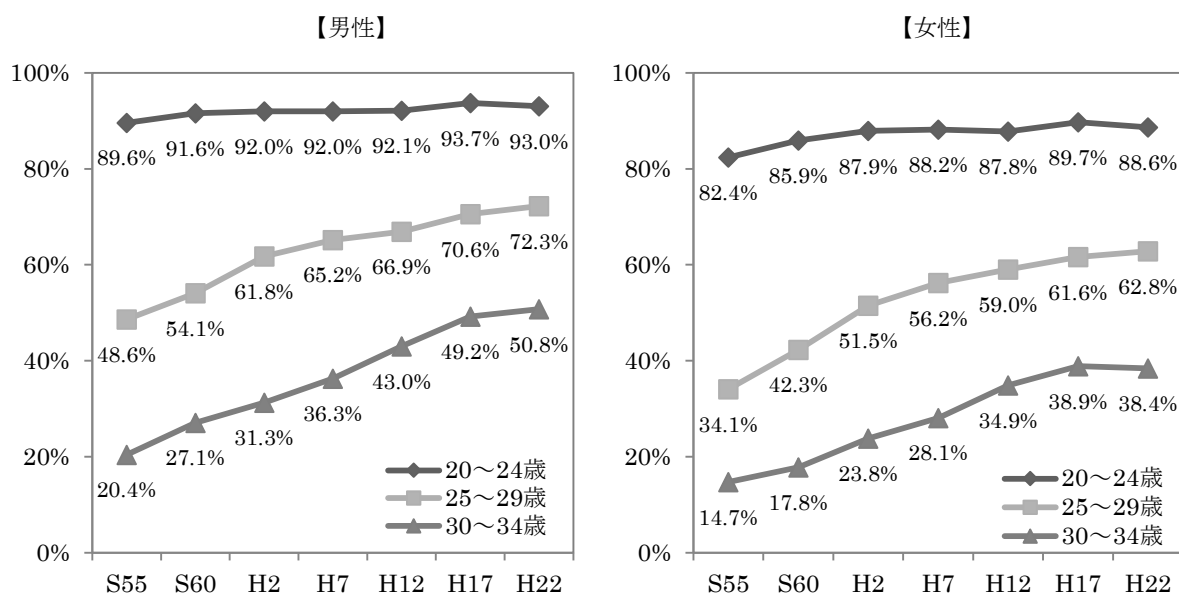
3 未婚率の推移

(1) 年齢別未婚率の推移

平成22年の国勢調査による本市の年齢別未婚率は、男女とも20～24歳、女性の30～34歳の割合がわずかに減少していますが、全体的には増加傾向にあります。

特に男女とも30～34歳において増加傾向が著しく、男性の約5割、女性の約4割が未婚となっています。

図表5 年齢別未婚率の推移



【男性】

	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	5,290	4,738	89.6%	5,630	2,738	48.6%	7,100	1,448	20.4%
昭和60年	5,005	4,586	91.6%	4,078	2,207	54.1%	5,206	1,413	27.1%
平成2年	4,786	4,404	92.0%	3,758	2,323	61.8%	3,704	1,161	31.3%
平成7年	5,246	4,825	92.0%	3,820	2,492	65.2%	3,676	1,334	36.3%
平成12年	4,451	4,099	92.1%	4,395	2,942	66.9%	3,819	1,642	43.0%
平成17年	3,583	3,356	93.7%	3,432	2,424	70.6%	4,034	1,986	49.2%
平成22年	2,761	2,569	93.0%	2,568	1,856	72.3%	3,123	1,585	50.8%

【女性】

	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	6,174	5,086	82.4%	6,710	2,288	34.1%	8,076	1,184	14.7%
昭和60年	5,801	4,982	85.9%	4,864	2,058	42.3%	6,145	1,092	17.8%
平成2年	5,557	4,882	87.9%	4,460	2,299	51.5%	4,285	1,018	23.8%
平成7年	5,920	5,221	88.2%	4,508	2,534	56.2%	4,205	1,183	28.1%
平成12年	4,806	4,219	87.8%	4,868	2,873	59.0%	4,289	1,497	34.9%
平成17年	3,733	3,350	89.7%	3,743	2,305	61.6%	4,314	1,677	38.9%
平成22年	2,826	2,505	88.6%	2,691	1,690	62.8%	3,298	1,267	38.4%

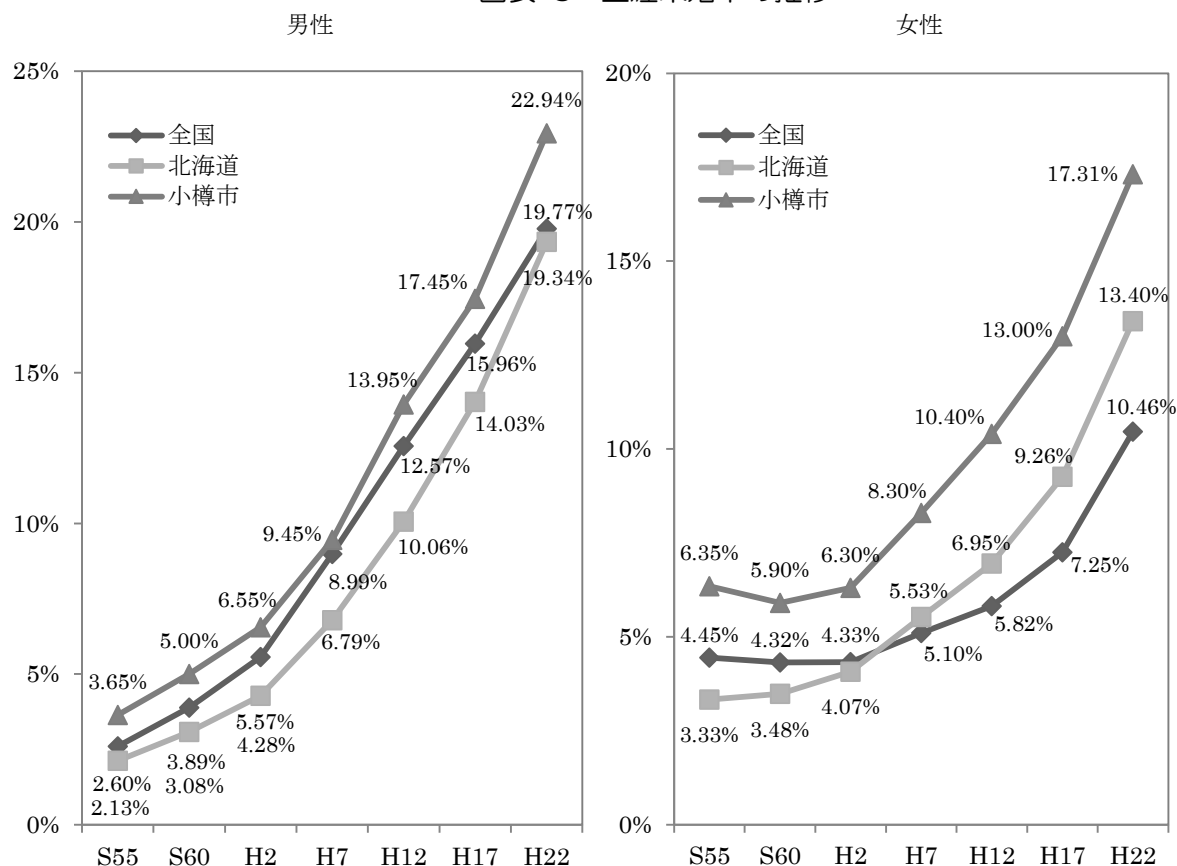
資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 生涯未婚率の推移

本市の生涯未婚率は、男性については著しい増加傾向にあり、平成 22 年では 2 割を超え、全国 や北海道 と比較してもその割合は高くなっています。

また、女性の生涯未婚率も増加傾向にあり、平成 22 年では 17.31%となっており、全国 や北海道と比較してもその割合は著しく高くなっています。

図表 6 生涯未婚率の推移



	全国		北海道		小樽市	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昭和55年	2.60%	4.45%	2.13%	3.33%	3.65%	6.35%
昭和60年	3.89%	4.32%	3.08%	3.48%	5.00%	5.90%
平成2年	5.57%	4.33%	4.28%	4.07%	6.55%	6.30%
平成7年	8.99%	5.10%	6.79%	5.53%	9.45%	8.30%
平成12年	12.57%	5.82%	10.06%	6.95%	13.95%	10.40%
平成17年	15.96%	7.25%	14.03%	9.26%	17.45%	13.00%
平成22年	19.77%	10.46%	19.34%	13.40%	22.94%	17.31%

資料：総務省統計局「国勢調査」

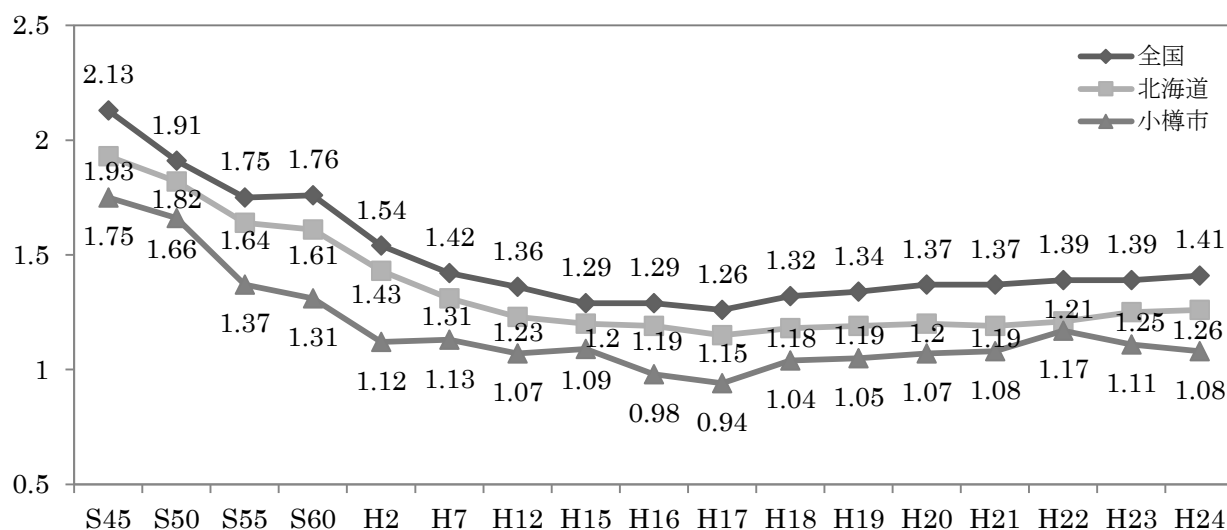
4 出生状況

本市の出生数は、昭和 45 年以降、減少傾向にあり平成 23 年には 700 人を下回り 688 人となりました。

本市の出生率は、平成 23 年に 5.0 となり、昭和 45 年の 3 分の 1 以下にまで減少し、全国や北海道と比較しても低い数値となっています。

また、本市の合計特殊出生率は、昭和 45 年から平成 17 年にかけて減少傾向にありましたが、その後、平成 22 年まではわずかに増加傾向にありましたが、しかしながら、平成 23 年からは再び減少傾向に転じています。

図表 7 合計特殊出生率の推移



	出生数 (人)	出生率 (人口千対)			合計特殊出生率		
		全国	北海道	小樽市	全国	北海道	小樽市
昭和45年	2,978	18.8	17.7	15.5	2.13	1.93	1.75
昭和50年	2,705	17.1	16.8	14.7	1.91	1.82	1.66
昭和55年	1,906	13.6	13.6	10.5	1.75	1.64	1.37
昭和60年	1,467	11.9	11.7	8.5	1.76	1.61	1.31
平成2年	1,068	10	9.7	6.5	1.54	1.43	1.12
平成7年	1,045	9.6	8.8	6.7	1.42	1.31	1.13
平成12年	976	9.5	8.3	6.5	1.36	1.23	1.07
平成15年	935	8.9	8	6.4	1.29	1.2	1.09
平成16年	815	8.8	7.8	5.7	1.29	1.19	0.98
平成17年	756	8.4	7.4	5.3	1.26	1.15	0.94
平成18年	810	8.7	7.6	5.7	1.32	1.18	1.04
平成19年	780	8.6	7.5	5.7	1.34	1.19	1.05
平成20年	758	8.7	7.4	5.6	1.37	1.2	1.07
平成21年	729	8.5	7.3	5.5	1.37	1.19	1.08
平成22年	733	8.5	7.3	5.6	1.39	1.21	1.17
平成23年	688	8.3	7.2	5.0	1.39	1.25	1.11
平成24年	646	8.2	7.1	5.0	1.41	1.26	1.08

H24 年データ追加

資料：厚生労働省「人口動態統計」、小樽市保健所資料

5 就労状況

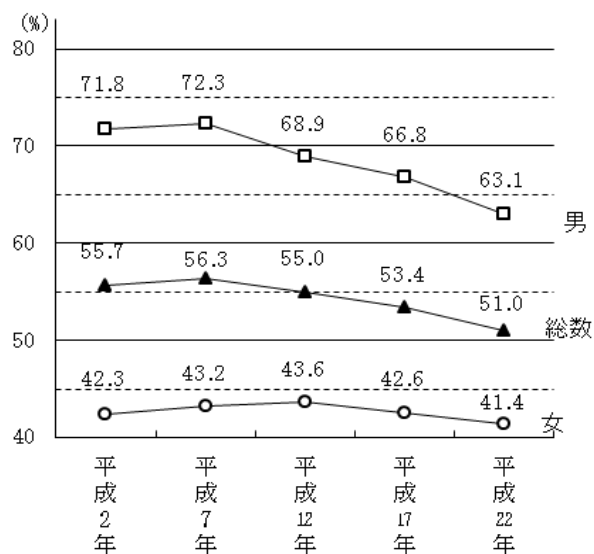
(1) 労働力状態

平成 22 年の国勢調査による本市の 15 歳以上人口は 118,822 人で、そのうち就業者は 54,510 人、完全失業者は 5,506 人でこの両方を合わせた労働力人口は 60,016 人で、15 歳以上人口に占める労働力率は 51%となっています。また、完全失業者は 15 歳以上人口が減少しているにもかかわらず平成 17 年と比べて 375 人増加しました。

一方で、家事従事者・通学者・高齢者などの非労働力人口は 57,617 人となり、15 歳以上人口の 49%を占めています。

また、労働力率を男女別にみると、男性が約 63%、女性が約 41%であり、低下傾向となっています。

図1 労働力率の推移(平成2年～平成22年)



資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 男女別労働力率

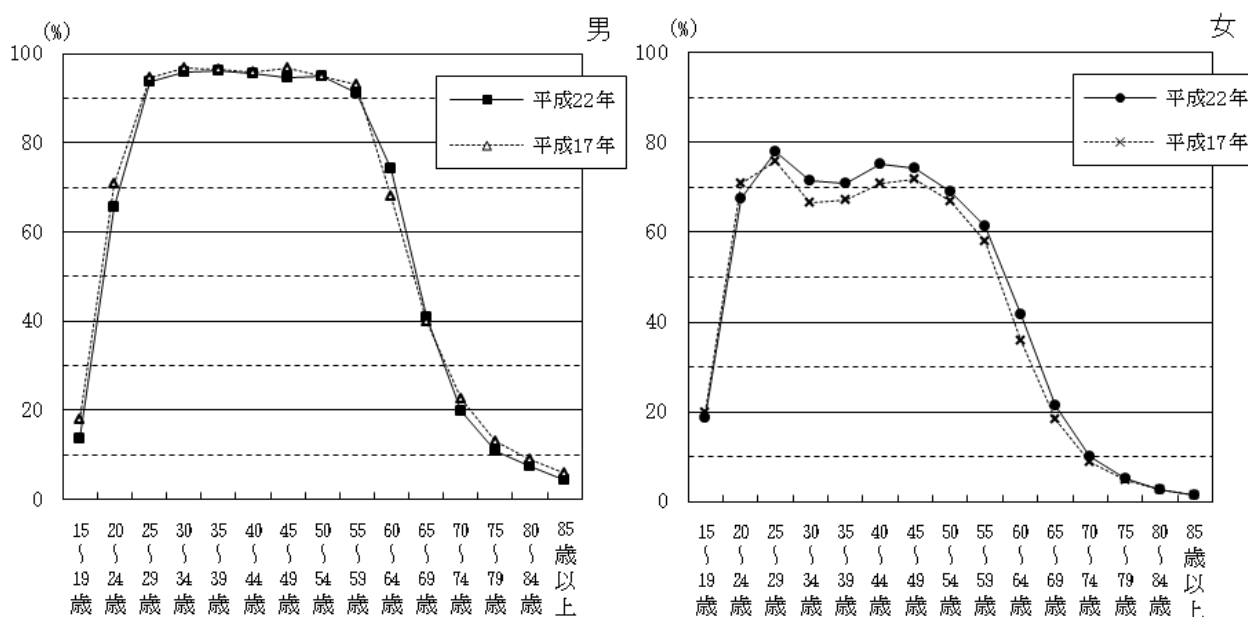
男女別労働力率を年齢 5 歳階級別にみると、男性は 25 歳から 59 歳までの各年齢階級で 90%以上と高い台形型となっています。

また、平成 17 年と比べると、60 歳代の労働力率が上昇しています。

女性は 25～29 歳と 40～44 歳を頂点とし、30～34、35～39 歳を谷とする M 字カーブとなっており、男性同様に 60 歳代の労働力率が上昇しているほか、30～44 歳の各年齢階級では 3.5 ポイント以上の上昇となっています。

※ M 字カーブ 結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するグラフ形状を指す表現

図2 年齢（5 歳段級）、男女別労働力率（平成 17 年、平成 22 年）



資料：総務省統計局「国勢調査」

6 教育・保育資源の状況

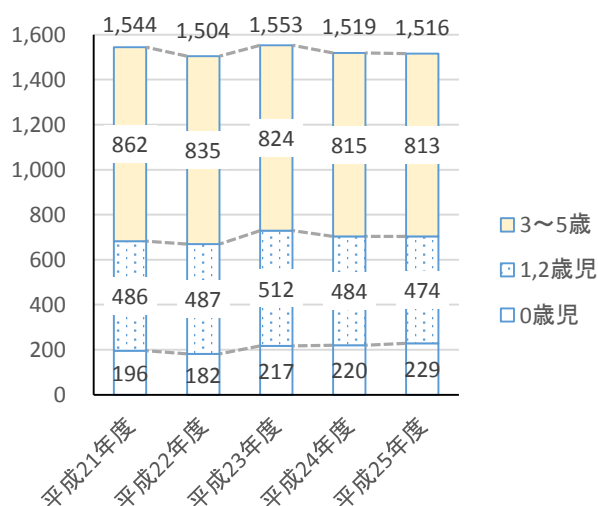
(1) 保育施設・幼稚園の入所・入園状況

■施設の開設数、定員 H26.4.1現在（幼稚園：H26.5.1現在）

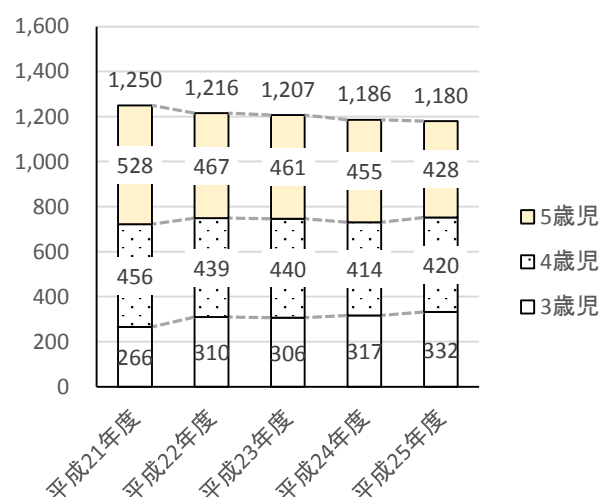
*認定こども園 幼保連携型：1、幼稚園型：1を含む。（箇所、人）

	認可保育所		認可外保育施設						幼稚園	
	箇所数	定員	一般施設		事業所内施設		院内施設		箇所数	定員
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
公立	6	425	0	0	0	0	1	30	0	0
民間	16	995	6	168	1	32	7	146	14	1,708
合計	22	1,420	6	168	1	32	8	176	14	1,708
入所児童数		1,324		111		15		137		1,229
入所率		93.2%		66.1%		46.9%		77.8%		72.0%

■年齢別保育所入所者数の推移（各年度 3 月 1 日現在）



■年齢別幼稚園入園者数の推移（各年度 5 月 1 日現在）



(2) 地域別の教育・保育施設

本市の9地区の教育・保育資源は、南小樽地区や山手地区に多くなっています。

地区別の教育・保育資源

	塩谷地区	モイ地区 長橋・オタ	高島地区	手宮地区	中央地区	山手地区	南小樽地区	朝里地区	銭函地区
幼稚園		2		1	1	5	2	2	1
認可保育所	2	3	1	1	3	3	4	3	2
認可外保育施設		1					3		1
事業所内保育施設									1
院内保育施設		1			1		3	2	1
計	2	7	1	2	4	8	12	7	6

※認定こども園は、幼稚園、認可保育所各々で計上。

※ファミリーサポートセンターは含めていない。

地区別の教育・保育資源の詳細

地区	区分	名称	定員	備考
塩谷地区	認可保育所	あかつき保育園	40	乳児保育（産休明けから）
		蘭島保育園	30	世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）
長橋・杵臼地区	幼稚園	小樽杉の子幼稚園	120	延長保育
		長橋幼稚園	140	延長保育
	認可保育所	長橋保育所	45	世代間交流事業
		相愛保育所	60	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
		龍徳オタモイ保育園	60	乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	NPO 法人 小樽ひばり保育園	55	乳児保育（生後 6 か月から）、延長保育、一時保育
	院内保育施設	石橋病院保育園	-	
高島地区	認可保育所	赤岩保育所	105	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
手宮地区	認定こども園	手宮幼稚園	60	延長保育
	認可保育所	手宮保育所	85	乳児保育（産休明けから）
中央地区	幼稚園	いなほ幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	中央保育所	120	延長保育、休日保育、乳児保育（産休明けから）
		愛育保育園	70	異年齢児交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		杉の子保育園	60	乳児保育（産休明けから）
	院内保育施設	小樽掖済会病院付属 保育所 らっこ	16	
山手地区	幼稚園	小樽オーリーブ幼稚園	90	延長保育
		小樽藤幼稚園	90	延長保育
		コース幼稚園	78	延長保育
		小樽中央幼稚園	105	延長保育
		まや幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	最上保育所	45	乳児保育（生後 6 か月から）
		日赤保育所	90	一時的保育、乳児保育（産休明けから）
		ゆりかご保育園	60	一時的保育、世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）
南小樽地区	幼稚園	小樽幼稚園	150	延長保育
		小樽高田幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	奥沢保育所	70	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
		若竹保育所	30	乳児保育（産休明けから）
		龍徳保育園	60	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
		あおぞら保育園	80	延長保育、一時的保育、乳児保育（産休明けから）

地区	区分	名称	定員	備考
	認可外保育施設	青い鳥保育園	27	プライベート預かり（一時的保育や時間単位での預かり）
		託児ROOM マミー	20	乳児保育(産休明けから)、延長保育、一時保育
		キッズルーム アップル	18	乳児保育(産休明けから)、延長保育、一時保育、夜間保育、休日保育
	院内保育施設	市立小樽病院保育室	30	
		北海道社会事業協会 小樽病院院内保育所 「たるっ子」	25	
		北海道済生会 小樽病院保育所	40	
朝里地区	幼稚園	さくら幼稚園	160	延長保育
		朝里幼稚園	210	延長保育
	認可保育所	新光保育園	90	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		さくら保育園	60	延長保育
		さくら乳児保育園	30	延長保育、乳児保育（産休明けから）
	院内保育施設	朝里中央病院付属 あさひ保育園	-	
		東小樽病院 ひまわり保育園	30	
銭函地区	認定こども園	桂岡幼稚園	145	延長保育
		桂岡保育園	55	延長保育、乳児保育（生後6か月から）
	認可保育所	銭函保育所	75	延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
	認可外保育施設	NPO 法人 かもめ保育園	45	乳児保育（産休明けから）、延長保育
	事業者内保育施設	だるま食品(株)内 だるまちゃん保育園	32	
	院内保育施設	札幌病院 ひまわり保育所	35	

※認定こども園・認可保育所・認可外保育施設等の掲載内容は、平成26年4月1日現在
幼稚園の掲載内容は、平成26年5月1日現在

7 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、下校後、帰宅しても保護者が留守の小学校3年生まで（特別支援学級等在籍児童は6年生まで）の児童を対象に、小学校の余裕教室や公共施設等を利用して、現在は、市内21か所に開設しています。児童クラブでは、指導員がスポーツ、レクリエーション等遊びを通じて、集団生活や児童が自主性を身につけるよう指導を行っています。

■開設場所

小学校18校、勤労女性センター、塩谷児童センター、いなきた児童館

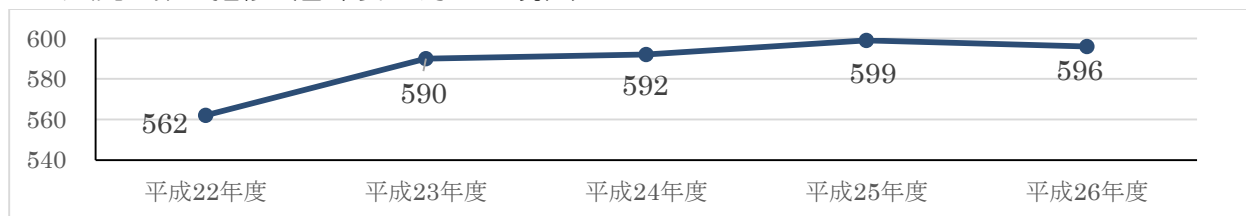
■入会児童数（平成26年5月1日現在） 合計 596人

長橋小学校 42人	緑小学校 21人	望洋台小学校 37人	勤労女性センター47人
高島小学校 37人	最上小学校 32人	桜小学校 50人	塩谷児童センター19人
幸小学校 26人	入船小学校 19人	朝里小学校 65人	いなきた児童館 14人
手宮西小学校 13人	奥沢小学校 9人	張碓小学校 13人	
手宮小学校 12人	天神小学校 11人	桂岡小学校 7人	
花園小学校 52人	潮見台小学校 32人	銭函小学校 38人	

■学年別内訳（平成26年5月1日現在）

1年	2年	3年	4年	5年	6年
243人	199人	146人	4人	2人	2人
40.8%	33.4%	24.5%	0.7%	0.3%	0.3%

■入会児童数の推移（各年度5月1日現在）



■入会児童数の学年別内訳（各年度5月1日現在）

※グラフは1～3年の表示



8 ニーズ調査結果の概要

子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の実施

本計画の策定は、国が定める基本的な指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計することとされています。

そのため、下記のとおり、ニーズ調査を行いました。

<調査の概要>

(1) 調査目的

・「子ども・子育て支援事業」の計画策定に向けて、就学前児童の保護者を対象とした幼稚園や保育所、子育て支援事業などについての「現在の利用状況」と「今後の利用希望」などを把握するためのアンケート調査と、放課後児童クラブ利用児童の保護者を対象とした放課後児童クラブの「今後の利用希望」などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ①市内在住の小学校就学前のお子さんを持つ保護者 | 2,000 件 |
| ②市内在住の放課後児童クラブ利用児童(小1～小3)の保護者 | 508 件 |

(3) 調査方法

- ・住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送により調査票を送付、回収。
- ・調査期間は、平成 25 年 11 月 1 日～11 月 20 日

(4) 回収結果

・就学前児童を対象としたアンケート調査および放課後児童クラブ利用児童を対象としたアンケート調査の配布数と回収結果は以下のとおりです。

	児童数	送付数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	就学前児童 4,302 人	2,000 件	888 件	44.4%
②放課後児童クラブ利用児童 の保護者	(小1～小3) 536 人	508 件	412 件	81.1%

第4部 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、教育の特徴に基づく幼稚園利用や稼働状況に合わせた保育所利用などの利用者ニーズに柔軟に対応できること、地域子ども・子育て支援事業の区域は全市が望ましいなどの理由から、全市（1区域）として定めます。

2 幼児期の教育・保育

（1）子ども・子育て支援新制度

新制度は「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

「子どものための教育・保育給付」

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や、小規模保育などの地域型保育事業を利用した場合に給付が行われます。

給付費は利用者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、利用者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。施設への給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■「施設型給付」

施設型給付の対象事業は、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設です。市町村が施設型給付費を支給します。

■「地域型保育給付」

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育の給付対象事業は、「小規模保育事業（定員6～19人以下）」、「家庭的保育事業（定員5人以下）」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

「地域子ども・子育て支援事業」

地域子ども・子育て支援事業は、次の13事業があります。

①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健診、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、⑪放課後児童クラブ、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 現行制度との比較

現行制度	新制度
<認可施設> ■認定こども園 ・ 幼保連携型 【私学助成】 【運営費】 ・ 幼稚園型 【私学助成】 ・ 保育所型 【運営費】 ・ 地方裁量型 【補助なし】 ■幼稚園 【私学助成】 ■保育所 【運営費】	<教育・保育施設> ■認定こども園 ・ 幼保連携型 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 ■幼稚園 ■保育所 **委託費** 施設型給付の対象となる <地域型保育施設> ■小規模保育 定員6人～19人 ■家庭的保育 定員5人以下 ■事業所内保育 (従業員枠＋地域枠) ■居宅訪問型保育 地域型保育給付の対象となる ■幼稚園 (新制度に移行しないことを選択した幼稚園 ⇒現行の私学助成のまま)
<認可外施設> ■認可外保育施設 ・ 一般(不特定の児童受入れ) ・ 事業所内保育施設	<認可外施設> ■認可外保育施設 (新制度に移行しないことを選択した認可外保育施設) ・ 一般(不特定の児童受入れ) ・ 事業所内保育施設
新制度<地域子ども・子育て支援事業>のうち、現在実施している事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑦ ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業) ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	<地域子ども・子育て支援事業> <u>新規①利用者支援事業</u> ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) ⑦ ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業) ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) <u>新規⑫ 実費徴収に係る補足給付事業</u> <u>新規⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業</u>

*幼 稚 園：学校教育法に定める3～5歳児に対して学校教育を行う施設

*保 育 所：児童福祉法に定める保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設

*認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

*子育て支援：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

(3) 認定区分

新制度では、市内に居住する0～5歳の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用に際して、国が定める次の3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(4) 需要量の見込み

計画期間（平成27年度から平成31年度）における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

(5) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■教育・保育の概況 0～5歳人口：4,221人（H26.3.31現在）※時点が異なります。

幼稚園利用者(H26.5.1) 3～5歳	認可保育所利用者(H26.3.1)	
	3～5歳	0～2歳
1,229人(29%)	813人	703人
	0～5歳 1,516人(36%)	

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

掲載イメージ

		27年度			28	29	30	31
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要 性あり	3号 0-2歳 保育の必要 性あり	...			
量の見込み		●人	●人	●人	...	...	...	...
確保 方 策	特定教育・保育 施設	●人	●人	●人	...	...	...	...
	(確認を受けない 幼稚園)	●人	●人	●人	...	...	...	...
	特定地域型保育 事業	●人	●人	●人	...	...	...	...

3 地域子ども・子育て支援事業

掲載イメージ
※単位は事業により相違します

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(1) 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人	●人	●人	...	...
確保方策	●人	●人	●人	...	...

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人回	●人回	●人回	...	...
確保方策	●人回	●人回	●人回	...	...

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業。検査項目は、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査である。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(対象者数)	603人	576人	553人	529人	507人
(健診回数)	6,935回	6,624回	6,360回	6,084回	5,831回
確保方策	実施場所: 医療機関 検査項目: 国の基準 実施時期: 通年	実施場所: 医療機関 検査項目: 国の基準 実施時期: 通年	実施場所: 医療機関 検査項目: 国の基準 実施時期: 通年	実施場所: 医療機関 検査項目: 国の基準 実施時期: 通年	実施場所: 医療機関 検査項目: 国の基準 実施時期: 通年

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(対象者数)	653人	636人	620人	604人	588人
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
確保方策	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人	●人	●人	…	…
確保方策	●人	●人	●人	…	…

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人日	●人日	●人日	…	…
確保方策	●人日	●人日	●人日	…	…

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人日	●人日	●人日	…	…
確保方策	●人日	●人日	●人日	…	…

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人日	●人日	●人日	…	…
確保方策	●人日	●人日	●人日	…	…

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人	●人	●人	…	…
確保方策	●人	●人	●人	…	…

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人日	●人日	●人日	…	…
確保方策	●人日	●人日	●人日	…	…

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	●人	●人	●人	…	…
確保方策	●人	●人	●人	…	…

~~(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】~~

~~(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】~~

(12)、(13)は指針から除外されたため、事業から削除。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 目的

国は、子ども・子育て支援新制度への移行により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、社会全体による費用負担によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実化を図ろうとしており、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設を行いました。

また、急速に少子高齢化が進む中で、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状や、子育てについて、孤立感や負担感を持つ家庭が増加するなどの子育てをめぐる社会状況に対して、教育・保育が必要な子どもを持つ家庭だけではなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現することを目的としています。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設という位置付けであり、国は、このたびの新制度移行により、従来、課題とされていた認定こども園制度の二重行政の改善を図り、今後、設置の促進を図ることとしています。

こうした制度改正の趣旨を踏まえ、需要動向の兼ね合いはありますが、要件を満たした上で、認定こども園への移行を希望する施設については、できるだけ移行を支援していくこととします。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの健やかな育ちに資するよう、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続についての推進を図ります。

保育所においては「保育所保育児童要録」を、幼稚園においては「指導要録の抄本又は写し」を小学校へ引き継ぎし、就学に際しての連携を図ることとしています。

認定こども園、幼稚園及び保育所では、幼児の小学校以後の生活や学習への理解を深める取組を行いつつ、幼児期の教育・保育の成果が小学校につながるようにすることに配慮し、保育所・幼稚園・小学校間での相互訪問による交流などにより連携を図ることとします。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

共働き家庭が増加している中で、仕事を継続することを望みながらも、仕事と子育ての両立が困難であることから、出産を機に退職する例や、産休明け又は育児休業明けの取得期間を切り上げ、復職する例など、出産に伴う女性の就労継続が困難となっている状況も見受けられます。

本市においては、保護者が産休明け又は育児休業明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が円滑に図れるよう保護者に対する情報提供や相談支援に努めることとします。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

（１）児童虐待防止対策の充実

本市においては、育児放棄や児童虐待などから子どもの命を守るための対策として、警察、児童相談所、幼稚園、保育所などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の予防等に関する市民啓発や関係施設職員への研修、個別の事案に対するケース検討会議などを行っています。また、児童相談所との連携の下で、要保護児童への対応を遅滞なく進めるように取り組んでいます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、「要保護児童対策地域協議会」の機能を活用するなどして、適切な支援に結び付けるようにします。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、適切な対応を要請するとともに、連携を図り、事案への対応に努めます。

今後も、養育支援を必要とする家庭の早期発見や子どもの虐待の発生予防等に向けて、教育・保育施設のほか、民生委員・児童委員をはじめとする地域での見守りを活用するとともに、市民啓発を継続していきます。

また、子どもや家庭に関する相談体制も重要であり、家庭児童相談や女性相談などから、関係機関による情報共有や連携を図る必要性もあり、「要保護児童対策地域協議会」の各関係機関との結びつきを強め、必要な対応を図るとともに、北海道が実施する研修会等への参加を通じて、実際の児童虐待事例に基づいた要支援家庭に関する対応などについての理解を深め、担当職員等の資質向上を図ります。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の現状については、パート、アルバイト等の非正規労働の割合が高く、母子世帯では就労年収もより低くなっています。また、子育て、進学、就職に関する悩みがある場合に適切な相談窓口や支援制度を知らないなどの例も見受けられます。

本市においては、母子及び寡婦福祉法などに基づく国の施策及び北海道が推進する母子家庭等の自立支援に向けた支援策を推進し、他の関係機関との連携の下で、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援などを柱として、児童扶養手当の支給事務、母子自立支援員による相談体制や、自立支援給付金・高等職業訓練促進給付金による就業支援、母子生活支援施設での生活支援など、ひとり親家庭の生活の安定と向上に向けた取組を進めます。

（３）障害児施策の充実等

地域において障害のある子どもとその家族を支えていくためには、専門機関や各関係機関の連携の下で、支援策の活用が図られることが大切です。

このため、障害のある子どもについては、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等による早期の発見や、自立支援医療（育成医療）給付、障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結び付けていくことや保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を図る中で、在宅支援の充実や就学支援など教育支援体制の整備等も必要となります。

本市においては、未就学児に対し、こども発達支援センターにおける相談支援や地域支援・専門的支援を行っていますが、今後、小樽さくら学園においても相談支援や保育所等訪問支援に取り組むとともに、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図っていきます。

これまで、幼稚園、保育所では、身体の障害などのほか、自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害がある子どもの受入れを進めてきましたが、今後も継続し、より適切な教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士など子どもを支援する職員への研修参加などによる資質向上を図りつつ、支援等を行う必要があります。発達障害については、まだ社会的な理解が十分とはいえないことから、適切な情報の周知と適切な家族支援を行うなど、関係機関と連携して、取組を進めていきます。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（１）働きやすい職場環境の整備

労働環境の改善のため、労働実態調査により労働環境の実態を把握し、最低賃金制度等の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めるとともに、勤労者福祉の向上のため、共済制度などの充実を図ります。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、女性の働きやすい環境づくりに努めます。

（２）育児休業制度の周知

育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、子育て期間中を含めた働き方の見直しなどについての啓発を進めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

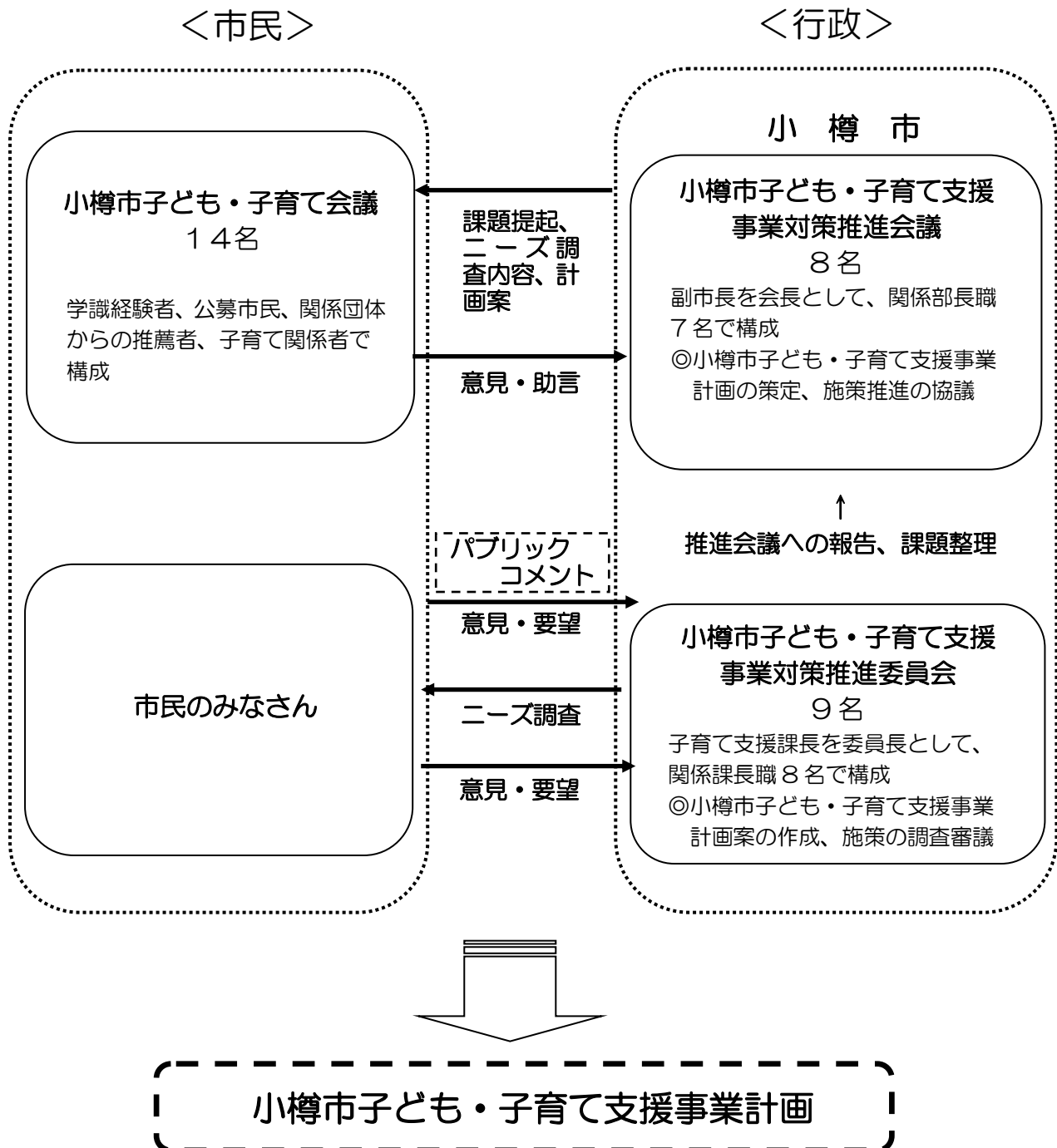
仕事と家庭が両立した生活(仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス)の実現には、労働時間対策や多様な働き方など労働者の健康と生活に配慮した施策が必要であるとともに、家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、企業意識の改革、社会意識の醸成などに継続して取り組む必要があるため、企業や民間団体に対するワーク・ライフ・バランスの理解促進や労働環境の整備に向けた周知を図ります。

第5部 計画の推進

1 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定

本計画の策定については、次のとおりの体制で行いました。



（２）計画の推進

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項で定める市町村子ども・子育て会議における意見聴取及び国が定める基本指針に基づき、毎年度、点検・評価を行い、その結果を公表します。

また、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況が大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

計画の進行管理については、庁内推進体制のもとで進めるとともに、小樽市子ども・子育て会議での意見聴取を行います。

○ 子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 基本指針(案)

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。法の施行後、法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、法第 19 条第 1 項の規定による認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。